

特定非営利活動法人 リトルリーグ北関東連盟

会 則



特定非営利活動法人 リトルリーグ北関東連盟 会則

第 1 条 (役員)

正会員からなる理事の年会費について免除する。

1. 連盟は次の役員を置く。

事務局長 1名・事務局次長 若干名

常任理事若干名（エリアマネージャー）・理事若干名・財務部長 1名

2. 連盟役員として、他に会長・副会長を置くことが出来る。

3. 役員を選出

(1) 事務局長・事務局次長・財務部長は理事長の任命による。

(2) エリアマネージャーはエリア所管リーグで選出、理事長が承認し常任理事としてその任に当たる。

(3) 専門部長は専門部会の推薦により理事長が承認し、理事としてその任に当たる。

4. 役員の任務

(1) 事務局長は理事長の指示を受けその事務に当たるとともに、他の役員の連絡調整を行う。

(2) 事務局次長は、この補佐に当たる。

(3) 財務部長は連盟予算及び決算を総括し支出入を管理する。

(4) 常任理事は理事長・副理事長を補佐し会務の執行に当たる。

(5) 理事は監事を除く役員全員を持って構成する理事会の構成員として会務の執行に当たる。

(6) エリアマネージャーはエリアを代表し、次の職務を行う。

エリアにおけるリトルリーグの普及発展に関すること。

理事会におけるエリア内の意思の反映及び理事会決定事項・報告事項のエリア内への周知徹底
連盟大会の企画・運営に関すること。

その他連盟事務のエリア関係の総括。

7. 会長・副会長

(1) 会長・副会長は理事長が委託する。

(2) 会長・副会長は重要な事項に関し理事長の諮問に応える。

第 2 条 (旅費等)

役員、スタッフに対し状況に応じ旅費・交通費及び経費等を支給する事が出来る、それらの支給条件・金額等については次に定める。

(旅費・交通費)

・公共・公営の交通機関を利用する場合は実費を支給する。

・自動車の移動に関しては1台につき下記を支給する。

0～20km未満 0円

20～50km未満	1,000円
50～150km未満	2,000円
150km～	3,000円

・高速道路代は実費とする。

（宿泊費）

・実費を連盟において宿泊先に振込むものとする。

第 3 条 （謝礼金）

審判、競技、広報の各スタッフに対して1人1,000円の謝礼金を支給する。

グラウンド管理者に対して1人10,000円の謝礼金を支給する。

第 3 条 （借料）

グラウンド提供リーグに対し借料として10,000円を支給する。

第 4 条 （慶弔・見舞金）

慶弔見舞金を次に定める。

（1）（対象・範囲）

連盟役員・関係者に関する社会通例の慶弔に対し支給する。

支給の額は、10,000円とする。

（2）（見舞金）

公式試合において、全治一か月程度とみられる傷害を受けた選手・指導者・役員に対し見舞金を支給する。

支給の額は10,000円以内とする。

（3）（祝 金）

祝典に対し、祝金を支給する。

支給の額は、10,000円とする。

（4）（慶弔金）

他連盟および後援団体の慶弔に対し、社会通例の基準に基づき慶弔金を支給する。

支給の額は、10,000円とする。

（5）（その他の支給）

理事会で必要と認めるときは、慶弔金・祝金・見舞金等を支給する場合もあるものとする。

第 5 条 （表彰等）

連盟の目的及び事業等に対し顕著な功績があったと認められる個人、団体および後援者に対し謝意を込め表彰する。

第 6 条 (補助金支給)

正会員団体から補助金受給申請されたときには、理事会において理事の三分の二以上の議決をもってする。

第 7 条 (会則の改廃)

会則の改廃は、理事会において理事の三分の二以上の議決をもってする。

2021年11月1日 施行

2022年2月1日 名称変更

2022年6月4日 改定実施